

第2次銚田市行政改革大綱

行政改革推進プラン

【平成26年度～30年度】



銚 田 市

平成26年2月

目 次

1. 行政改革推進プランの策定	1
(1) これまでの取組み	1
(2) 新たな行政改革推進プランの策定	2
(3) 計画期間	2
(4) 計画の基本方針・推進項目	2
【方針1】「選択と集中」による効率的・効果的な行政の推進	
【方針2】地方分権時代に対応した体制整備と職員の意識改革	
【方針3】市政に多様性と創造性をもたらす市民との共生・協働	
【方針4】質の高い市民サービスの提供	
(5) 計画の進行管理と公表	3
2. 具体的な実施項目	
○方針1 「選択と集中」による効率的・効果的な行政の推進	4
(1) 事務事業の効率化	4
(2) 財政運営の改善・効率化	9
(3) 公共施設の有効活用	17
○方針2 地方分権時代に対応した体制整備と職員の意識改革	19
(1) 住民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能となる組織	19
(2) 人材育成と効果的な人事システムの構築	20
○方針3 市政に多様性と創造性をもたらす市民との共生・協働	22
(1) 協働のまちづくりの推進	22
○方針4 質の高い市民サービスの提供	25
(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供	25
(2) 行政運営機能の向上	27

1. 行政改革推進プランの策定

(1) これまでの取り組み

本市では、平成17年3月に、国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受け、平成18年3月に「銚田市行政改革大綱」を策定し、平成18年7月に大綱に定められた体系に基づく実施計画として、改革の具体的な取組事項を定めた「銚田市集中改革プラン（平成17年度～21年度）」を策定し、経費の削減、組織・機構の見直し、職員定数の削減等の着実な実行によって行政改革に取り組んできました。

その推進にあたっては、庁内の「銚田市行政改革推進本部」が主体となり、大綱の進行管理に努めるとともに、市の広報紙やホームページ等を通じて市民に公表し、計画の実効性及び透明性の確保を図りながら取り組んできました。

なお、「銚田市集中改革プラン」の達成状況は次のとおりとなっています。

銚田市集中改革プランの達成状況（平成17年度～21年度）

銚田市行政改革大綱 4つの方針	進捗状況	項目数
方針1 スリムで質の高い行政運営システムの構築	AA	0
	A	5
	B	6
	C	2
方針2 自立性が発揮できる行政体制の確立	AA	1
	A	10
	B	3
	C	2
方針3 地域との協働によるまちづくりの推進	AA	0
	A	9
	B	1
	C	0
方針4 分権型社会に対応した経営・財政運営の推進	AA	0
	A	10
	B	3
	C	1

※進捗状況の凡例

AA:予定以上に進捗 A:予定どおり進捗 B:やや遅れている C:かなり遅れている

(2) 新たな行政改革推進プランの策定

本市では、平成25年8月に、平成26年度から30年度までの行政改革の基本的な方針を示した「第2次銚田市行政改革大綱」を策定しました。

その大綱に定めた4つの方針（方針1：「選択と集中」による効率的・効果的な行政の推進、方針2：地方分権時代に対応した体制整備と職員の意識改革、方針3：市政に多様性と創造性をもたらす市民との共生・協働、方針4：質の高い市民サービスの提供）に基づく推進項目を具体的かつ着実に推進するため、「銚田市行政改革推進プラン」を策定するものです。

(3) 計画期間

行政改革推進プランの計画期間は、「第2次銚田市行政改革大綱」の計画期間に合わせて5年間として、平成26年度から30年度までとします。

(4) 計画の基本方針・推進項目

行政改革推進プランは、「第2次銚田市行政改革大綱」に定められた4つの基本方針、8つの重点目標及び20の推進項目について、計画期間内に本市が取り組むべき具体的な事項を定めるものであります。

【方針1】「選択と集中」による効率的・効果的な行政の推進

(1) 事務事業の効率化

- ① 事務事業の見直しと施策の重点化
- ② 事務事業の簡素化・効率化
- ③ 公共事業の経済性・効率性の確保

(2) 財政運営の改善・効率化

- ① 持続可能な財政構造の構築
- ② 市有財産の有効活用・売却
- ③ 地方公営企業会計及び特別会計の健全化

(3) 公共施設の効率的な配置・運営

- ① 公共施設の有効活用
- ② 公共施設のあり方についての検討

【方針2】 地方分権時代に対応した体制整備と職員の意識改革

(1) 住民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

- ① 効率的な組織・機構の改革

②定員管理の適正化

(2)人材育成と効果的な人事システムの構築

①人材育成と人材の活用

②人事評価の適正化と人事上の処遇への適正な反映の推進

【方針3】 市政に多様性と創造性をもたらす市民との共生・協働

(1)協働のまちづくりの推進

①公共的サービスの提供を行う活動主体への支援

②活動主体との連携・協力

【方針4】 質の高い市民サービスの提供

(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供

①市民の利便性の向上

②窓口サービスの向上

③行政情報の積極的な発信

(2)行政運営機能の向上

①電子サービスの推進

②公正の確保と透明性の向上

(5) 計画の進行管理と公表

銚田市行政改革推進本部を中心に進行管理や必要な見直しを適宜行うとともに、進捗状況については、市の広報紙やホームページで公表します。